

「商標法施行規則の一部を改正する省令」について

令和 7 年 12 月
特許庁

1. 現行制度の概要

商標登録出願は、商標の使用をする商品又は役務を商標法施行令（昭和 35 年政令第 19 号）で定める商品及び役務の区分に従って指定する必要がある（商標法（昭和 34 年法律第 127 号）第 6 条第 2 項）。商標法施行令では、別表において、国際的な商品及び役務の区分を定めるニース協定に規定する国際分類（以下「国際分類」という。）に従って当該区分を定めているところ、当該区分に属する具体的な商品又は役務は、商標法施行規則（昭和 35 年通商産業省令第 13 号。以下「省令」という。）別表において、国際分類に即して、例示している。

そのため、国際分類が改訂された場合、必要に応じて省令別表を改正している。

2. 改正の必要性及び改正内容（39 件）

（1）国際分類の改訂に伴う改正（36 件）

ニース協定を所管する世界知的所有権機関（WIPO）で開催された専門家委員会等における決定に伴い、省令別表の例示に必要な改正を行う。

（2）その他の事由に伴う改正（3 件）

商品・役務の表示の明確化等のため、省令別表を改正する。

3. 施行期日

今般改訂される国際分類の発効日が令和 8 年 1 月 1 日であることから、今回の省令改正の施行日もこれに合わせ、令和 8 年 1 月 1 日とする。

4. 経過措置

国際分類は出願日の年の版が適用されるため、令和 7 年 12 月 31 日までに出願された商標は、令和 8 年中に審査するとしても、改正前の省令別表の区分に基づいて審査を行うこととなる。したがって、施行前にした出願に係る商品及び役務の区分は、従前の例によることとする旨の経過措置を設ける。

なお、前回の省令改正（令和 6 年経済産業省令第 84 号）においても、同様の経過措置を設けた。